三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

四　機構の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。

五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保するうえで著しい支障が生じるおそれがあるとき。

六　計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条又は第７条の公告においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争に付することができない場合

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約担当職等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約担当職等の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地

三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条又は第７条の規定による公告を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条　契約担当職等は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　契約担当職等は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条　契約担当職等は、経済産業省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経済産業省に送付するものとする。

附則

この機構達は、平成26年７月１日から施行する。

附則（平成26年度機構達第40号）

この機構達は、平成27年４月１日から施行する。

附則（平成30年度機構達第７号）

１　この機構達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

２　この機構達は、この機構達の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月４日

独立行政法人住宅金融支援機構

◎調達機関番号　608　◎所在地番号　13

１　改正された規程の名称

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続を定める規程

２　改正された規程の掲載先

https://www.jhf.go.jp/teikyou/keiyaku.html

３　問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構財務企画部会計グループ　電話03―5800―8053

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおりに公表する。

平成31年２月４日　　国立大学法人佐賀大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

１　改正された規則の名称等

国立大学法人佐賀大学政府調達事務取扱規程（https://www.saga-u.ac.jp/guideline.html参照）

２　この公表に関する問合わせ先

（機関及び部署名）国立大学法人佐賀大学財務部経理調達課

（電話番号）　0952―28―8196

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月４日　　日本貨物鉄道株式会社

◎調達機関番号　107　◎所在地番号　13

１　改正された事務処理要領の名称

国際約束の適用を受ける契約に関する事務処理要領

２　この公表に関する問合わせ先

日本貨物鉄道株式会社　調達部

住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目33番８号

電話　03―5367―7427